

諮問番号：平成30年度諮問第25号

答申番号：平成30年度答申第24号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の点において、原処分1（生活保護停止処分）及び原処分2（生活保護廃止処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 原処分1について

警察署に留置されたとしても、家賃、水道光熱費及び携帯電話料金の請求により、生活が困窮していることから、保護費を支給すべきである。

(2) 原処分2について

本件判決を受けたが、請求人は控訴しているから判決は確定していない。家賃、水道光熱費及び携帯電話料金の請求により、生活が困窮していることから、保護費を支給すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 原処分1は、請求人が警察署に留置され、最低生活費の計上が必要なくなったことから、その翌日から保護を停止したものであり、違法又は不当な点はない。

(2) 原処分2は、請求人が本件判決を受けたことから、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態であると判断し、当該判決の翌日から保護を廃止したものであるから、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、いずれも生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 被保護者が被疑者等として警察官署に留置、拘束された場合は、刑事行政の一環として措置されるべきものであることから、最低生活費の計上は必要ないとされているところ、処分庁は、請求人が警察署に留置されたことを確認し、当該留置された翌日付けで原処分1を行っており、違法又は不当な点は認められない。

- 3 被保護者がおおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき、保護の実施機関は、法第26条の規定により保護を廃止すべきとされているところ、処分庁は、請求人は懲役2年2か月の実刑判決を受けたことを確認し、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると判断して、当該判決の翌日付けで原処分2を行っており、違法又は不当な点は認められない。
- 4 以上のとおり、原処分は、いずれも適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年10月2日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ないこととされ、一時的に保護を必要としなくなった場合において世帯の生活状況の経過を観察する必要があるときは保護を停止し、また、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときは保護を廃止すべきこととされている。

そこで本件についてみると、請求人は、平成30年1月に窃盗容疑で逮捕され、警察署等に勾留された上、同年3月に懲役2年2月の実刑判決を受けている。そして、原処分1は請求人の逮捕の翌日に、原処分2は上記実刑判決の翌日にそれぞれ行われている。

この点、請求人は、警察署等に勾留されたとしても家賃、水道光熱費及び携帯電話料金の請求のため生活が困窮していること及び実刑判決を受けたとしても控訴により判決が確定しておらず、この間、家賃、水道光熱費及び携帯電話料金の請求のため生活が困窮していることから、保護費を支給すべきである旨主張する。

しかしながら、請求人は警察署等に勾留され、又は6か月を超える実刑判決を受けて収監されたのであるから、請求人の生活費は刑事行政により措置されており、別途最低生活費を計上することはできないのであって、判決が確定するまで請求人に保護費の支給を継続すべき理由はなく、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分にはいずれも取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査

請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美